

フジクラグループ 英国現代奴隷と人身取引に関するステートメント

前文

本ステートメントは、2015 年に成立した英国現代奴隷法に関するステートメントです。フジクラグループは、事業活動のなかで影響を受けるすべての人の人権が守られなければならないことをよく理解し、人間の尊厳と国際的に認められたすべての人権を尊重します。以下に現代奴隷および人身売買撤廃のための取組みについて述べます。

1. 組織の構造と事業内容及びサプライチェーン

フジクラグループは、エネルギー・情報通信といったインフラ関連事業、電子部品を中心としたエレクトロニクス事業、自動車用ハーネスを中心とした自動車電装事業など 4 つの事業分野で 24 の国と地域にグローバルに事業を展開しています。その内訳は、連結子会社 99 社のうち 22 社が国内に、77 社が海外に展開(うち、英国内は AFL 社、FEL 社)していて、連結子会社総数は、2015 年度は99 社です。グローバルでの雇用総数は 54,114 名です(2016 年 3 月 31 日現在)

フジクラグループの事業は、原材料・部品や設備を供給いただくお取引先の皆様によって支えられています。公平公正で誠実な調達活動を通じ、お取引先との強固な信頼関係を築くために、当社グループは、「フジクラグループ調達基本方針」を制定しています。

製品の部品や一部の完成品は、日本国内外のお取引先から調達しています。フジクラグループは、お取引先に対し、2016 年度に制定した「フジクラグループ CSR 調達ガイドライン」に基づき、サプライチェーンにおける人権や労働を含む CSR 調達の必要性を説明し、その遵守を要請しています。

2. 奴隷と人身取引に関連する方針

フジクラグループは、「フジクラグループ人権方針」を基本とし、様々な指針などにより、人権尊重の重要性を表明するとともに、フジクラグループ CSR 統合報告書にて以下の方針のすべてを公表しています。

http://www.fujikura.co.jp/csr/index.html

「フジクラグループ人権方針」

フジクラグループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011年6月)を基本に、社会的責任の国際規格「ISO26000」及び経済協力開発機構(OECD)「多国籍企業行動指針」、国際労働機関 (ILO)「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」等も考慮に入れ、2016年 11 月に当社 グループとしての「フジクラグループ人権方針」を機関決定しました。

「フジクラグループ行動規範」

フジクラグループは、「フジクラグループ行動規範」の基本理念に則り、全世界のすべての社員に対して、人権の尊重と差別排除を含め、倫理観に基づいた安全衛生管理および労働環境を保障しています。また、労働法、安全衛生法等の関係法規や規範、社会通念との兼合いを十分に考慮しつつ、国際労働機関(ILO)の条約に沿った対応を基本とし、公平で公正なマネジメントを実施します。

「フジクラグループ CSR 活動指針」

フジクラグループの「人権」に関する CSR の規程には、「フジクラグループ CSR 活動指針」の一つに「④すべての人の人権を尊重し、強制労働・児童労働などの人権侵害を絶対に許しません」という指針があります。

「フジクラグループ調達基本方針」

フジクラグループは、「フジクラグループ調達基本方針」に基づき CSR 調達をグローバルに行っています。

- 1. 公平公正な取引
- 2. 相互信頼を基盤とした協力関係
- 3. 法令、社会規範の遵守 4. 環境への配慮

「フジクラグループ CSR 調達ガイドライン」

グローバル化が進む企業活動の中では、自社のみならず、サプライチェーン全体での社会への責任が問われています。フジクラグループでは、お取引先に対して、CSR 調達へのより一層の理解と実践を求めるため、2016 年 5 月に「フジクラグループ CSR 調達ガイドライン」を制定しました。 その中では、人権・労働に関する項目について、お取引先に取り組みをお願いしました。

- ①児童労働禁止及び青少年労働の制限
- ②強制労働の禁止
- ③差別の排除
- ④体罰・虐待・ハラスメントの禁止
- ⑤適正な労働時間管理
- ⑥安全で衛生的な職場環境及び健康管理の推進
- ⑦緊急時の対応
- ⑧公平で公正な報酬の提供
- ⑨労働者の権利の尊重

「フジクラグループ紛争鉱物不使用方針」

フジクラグループは、1990 年代から始まったコンゴ紛争において、国際的な人権問題の一つとなっているコンゴ民主共和国及びその周辺国・地域での児童労働・強制労働などの非人道的行為により産出された紛争鉱物(3TG)への対応について検討を続けてきました。2010 年 7 月、米国で金融規制改革法(ドッド・フランク法)の成立に伴い、フジクラグループサプライチェーンを通じて調査を進める決定と「フジクラグループ紛争鉱物不使用方針」を 2011 年 8 月に制定し公表しました。

「国連グローバル・コンパクト(UNGC)」

フジクラは、国連が提唱する「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」に関する普遍的な国際原則である「国連グローバル・コンパクト (UNGC)」への支持を表明し、2013 年 9 月 3 日に参加しました。私たちが支持する「10 原則」、中でも「人権」は、最も大切な普遍的な概念で、人は誰でも平等に持っているものと考えています。

3. デューディリジェンスのプロセス

フジクラグループは、主要なお取引先に対して、定期的なサプライチェーン・マネジメント・アンケートを行っています。そのアンケートには、人権への配慮を含む CSR 調達に関わる多数の調査項目があり、頂きましたアンケートに対しては、フジクラとして評価し、その結果をお取引先にフィードバックして、フジクラグループとお取引先との情報の共有化を図っています。

フジクラグループは、お取引先に「フジクラグループ CSR 調達ガイドライン」の遵守を要請していますが、今後は定期的に遵守状況を確認していくことで、現代奴隷や人身売買に対するリスクの把握に努めていきます。

4. リスク評価と管理

フジクラグループでは、「フジクラグループ・パートナーズ・ミーティング」を毎年開催し、お取引 先のご理解とご協力を得て、サプライチェーン全体で CSR 調達に取り組んでいます。

また、グローバルに展開するサプライチェーンに対応するため、国内だけでなく、中国(上海)、タイ国(バンコク)でも開催しています。

定期的な パートナーズ・ミーティングやアンケートで得られた回答を集計・分析し、サプライチェーン上の人権リスクを引き続き管理していきます。

5. パフォーマンス指標(モニタリング)

毎年開催する「フジクラグループ・パートナーズ・ミーティング」や定期的な「サプライチェーン・マネジメント・アンケート」で得られたデータをもとに、お取引先が抱える現代奴隷や人身売買に対するリスクについて、パフォーマンス測定を進めていけるように努めていきます。

6. 研修

毎年開催している「フジクラグループ・パートナーズ・ミーティング」において、お取引先に対し 現代奴隷・人身売買リスクについて説明を行っていますが、今後も継続して周知を徹底し、更に理 解が深まるよう努めていきます。また、フジクラグループの従業員に対しても、フジクラグループ 人権方針の周知徹底を図り、理解が更に深まるように努めます。 本ステートメントは、2017 年 2 月 27 日に開催された当社経営会議において承認されました。

2017 年 2 月 株式会社フジクラ 代表取締役社長 伊藤 雅彦